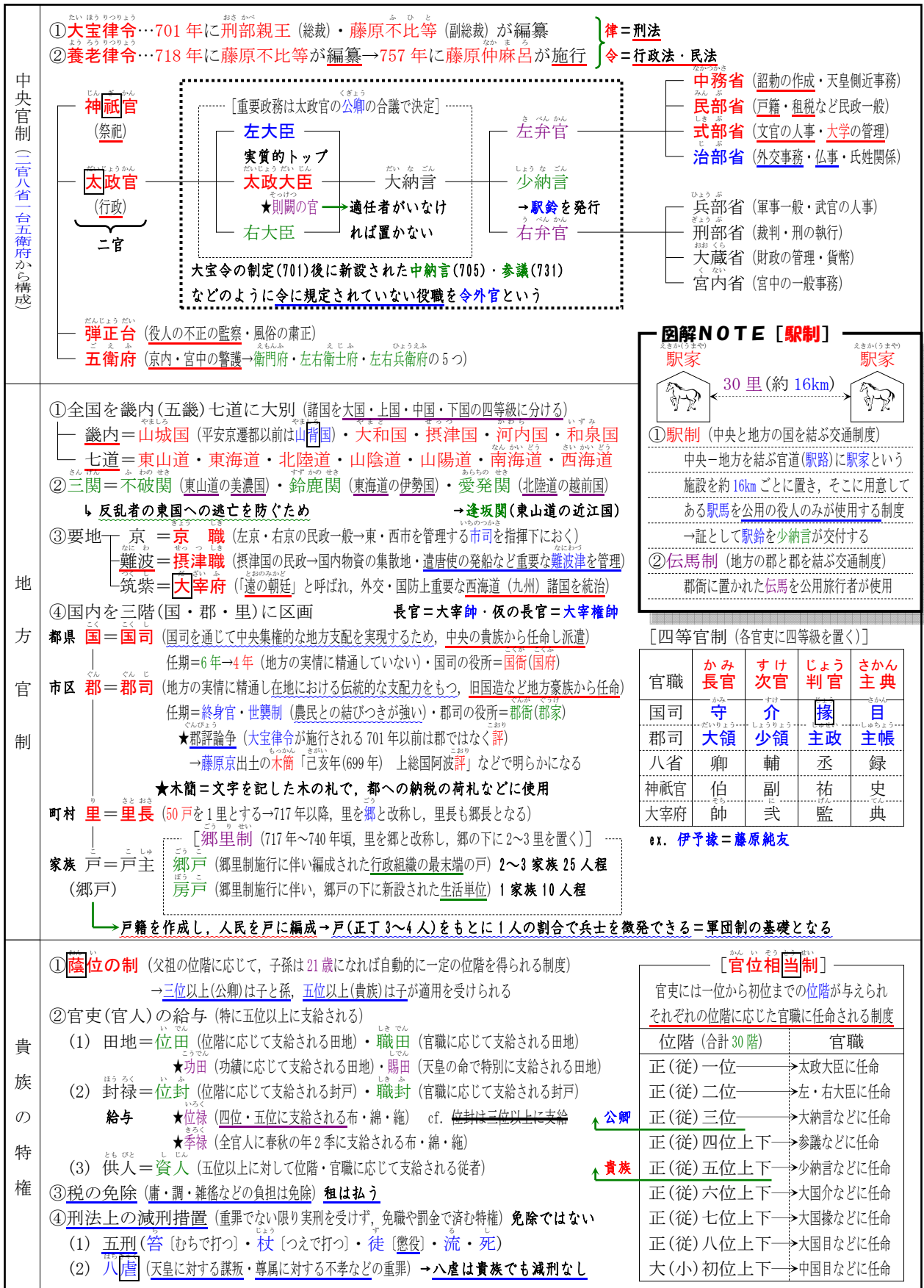


[A] 律令制度 (唐の律令を模範としているが、日本の社会の実情に合わせて改めたところもある)

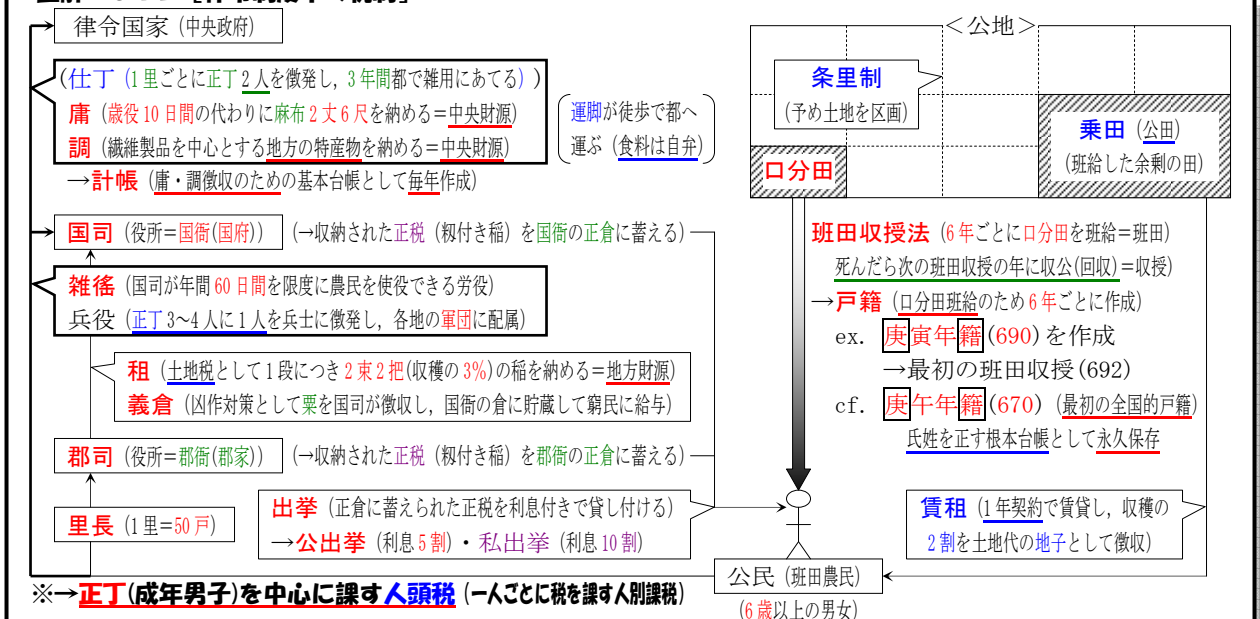


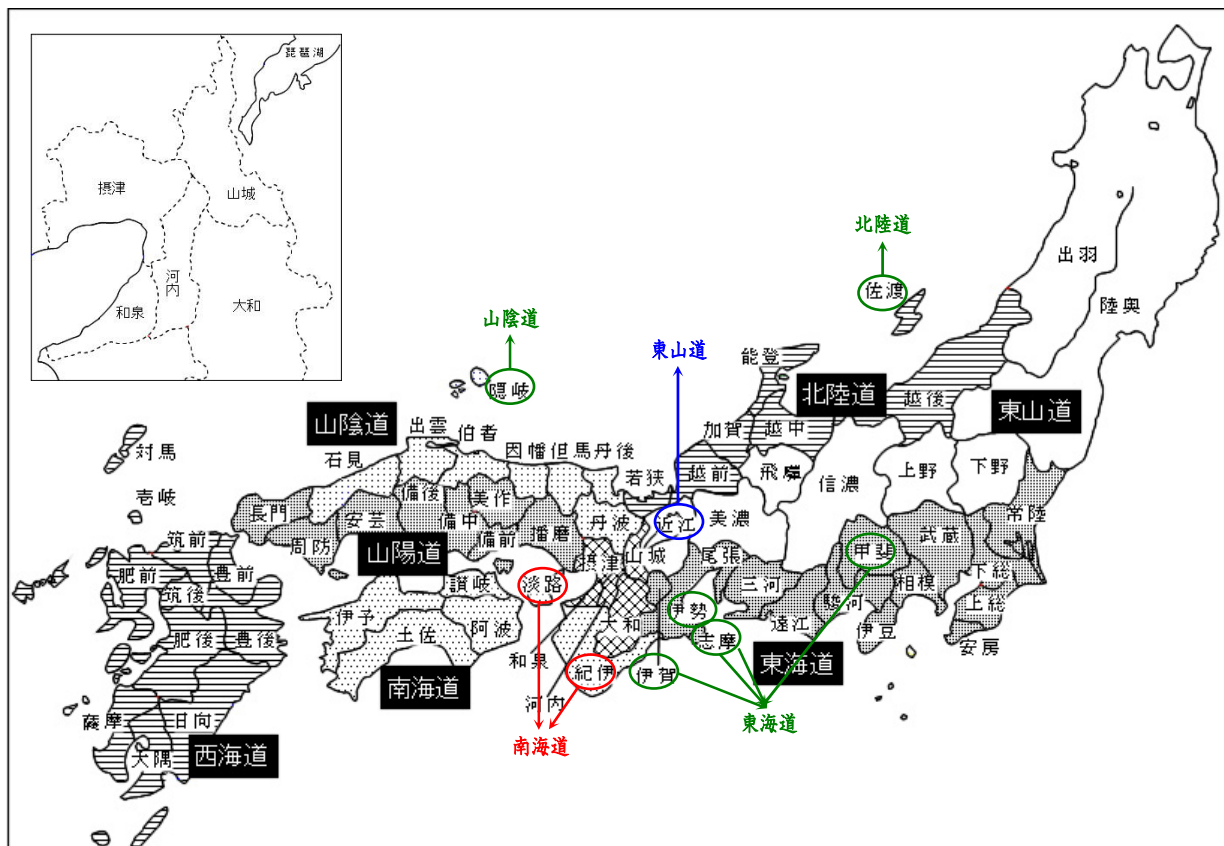
[B] 民衆の税負担 (租・庸・調・雑徭・出挙・義倉・仕丁・兵役など)

班田 收授 法	① 班田收授法 (唐の均田法を参考)		[田地の種類]	
	6歳以上の男女に6年ごとに口分田を班給 ex. 良民男子=2段 ★1段(反)=360歩(1歩≒1坪) 良民女子=1段120歩 (女子は男子の3分の2) (1) 家屋やその周囲の土地は私有が認められたが、 口分田は売買できず、死者の口分田は次の班田收授の年に収公 (2) 条里制 (班田実施のため田地を整然と区画する制度) (3) 賃租 (口分田などに班給して残った乗田(公田)などは、 1年契約で賃貸し、収穫の5分の1を地子として徴収)		①輸租田 (税を納める田) …口分田・位田・功田・賜田・郡司職田 ②不輸租田 (税を免除される田) …神田・寺田・職田 (郡司以外)	
	②戸籍 (口分田班給のための基本台帳) →6年ごとに作成・30年保存 (ただし、庚午年籍は永久保存) ③計帳 (庸・調徴収のための基本台帳) →毎年作成(ほくらなども含めた体の特徴を細かく記載)		[身分制度 (良民と賤民の婚姻は禁じられる)] ①良民=貴族・百姓 品部・雑戸 (手工業を中心とした特殊な技術者集団) ★品部・雑戸は実質的には良民と賤民の間 ②賤民=五色の賤 官有賤民 (陵戸・官戸・公奴婢) =良民と同じ口分田を班給 私有賤民 (家人・私奴婢) =良民の1/3の口分田を班給 ★公奴婢・私奴婢は戸を形成できず、売買の対象とされた	
	土地税		口分田1段(反)あたり二束二把 (収穫量の3%) の稲を地方財源として納める →国衙・郡衙の正倉に蓄えられた正税 (稲付き稲) を公出挙によって運営し地方行政の経費などにあてる	
出挙	正倉に蓄えられた正税 (稲付き稲) を春に貸付け、秋に利息付で回収する →公出挙 (正税出挙) =利息5割 (国家が行う) ・私出挙 =利息10割 (私人が行う)		公出挙はもともと貧民救済の目的だったが、 のち財源のため強制的に貸し付けられ租税化	
	義倉		凶作対策の貯蓄として粟 (長期保存に適している) ・麦・豆などを徴収し、国衙の倉に貯蔵 (基本的に全ての良民が対象)	
年齢区分	正丁 (21~60歳の成年男子) (戸籍・計帳に基づいて、正丁 (成年男子) を中心に人別に課す人頭税が中心)		次丁(老丁) (61~65歳の男子)	少丁(中男) (17~20歳の男子)
人 頭 税	庸	歳役 (都での労役) 10日間の代わりに、 麻布二丈六尺を納める (京・畿内は全額免除) →中央財源 (運脚(運脚夫)が京へ徒歩で運ぶ)	(歳役5日分)	なし
	調	諸国の特産物を納める (京・畿内は2分の1) — ★正丁だけに調副物 (染料・油・漆など) が課される	正丁の2分の1	歳役10日が 割り切れない 正丁の4分の1
	雑徭	地方において国司が年間60日を限度に農民を使役できる労役 ★道路・池堤の修築など公用のほか、国司の私用にあてられた場合も多い	(雑徭30日)	(雑徭15日)
	仕丁	1里(50戸)ごとに正丁2人を徴発し、3年間都で雑用などにあてる 正丁3~4人に1人の割合で兵士を徴発し、交代で諸国の軍団で訓練させる ★兵士の食料・武器は自弁(自己負担)→代わりに課役 (庸・調・雑徭) は免除 →衛士 (1年間都の警備→衛門府・左右衛士府に配属) ・防人 (3年間北九州沿岸の警備→大宰府に配属)		

↳ 主に東國の兵士があてられる

図解NOTE [律令制度下の税制]





※下線部は四等級に分類された大國・上國・中國・下國を指す

旧国名	旧国名	旧国名	旧国名
1 陸奥 (むつ)	21 相模 (さがみ)	41 伯耆 (ほうき)	61 壹岐 (いき)
2 出羽 (でわ)	22 伊豆 (いず)	42 出雲 (いずも)	62 筑前 (ちくぜん)
3 下野 (しもつけ)	23 甲斐 (かい)	43 石見 (いわみ)	63 筑後 (ちくご)
4 上野 (こうぜ)	24 駿河 (するが)	44 播磨 (はりま)	64 肥前 (ひぜん)
5 信濃 (しなの)	25 遠江 (ととおみ)	45 美作 (みまさか)	65 肥後 (ひご)
6 飛騨 (ひだ)	26 三河 (みかわ)	46 備前 (びぜん)	66 日向 (ひゅうが)
7 美濃 (みの)	27 尾張 (おわり)	47 備中 (びっちゅう)	67 大隅 (おおすみ)
8 近江 (おうみ)	28 伊勢 (いせ)	48 備後 (びんご)	68 薩摩 (さつま)
9 佐渡 (さど)	29 志摩 (しま)	49 安芸 (あき)	
10 越後 (えちご)	30 伊賀 (いが)	50 周防 (すおう)	
11 越中 (えっちゅう)	31 山城 (やましろ)	51 長門 (ながと)	
12 能登 (のと)	32 大和 (やまと)	52 紀伊 (きい)	五畿・七道
13 加賀 (かが)	33 河内 (かわち)	53 淡路 (あわじ)	(1) 畿内 (きない)
14 越前 (えちぜん)	34 和泉 (いずみ)	54 讃岐 (さぬき)	(2) 東山道 (とうさんどう)
15 若狭 (わかさ)	35 摂津 (せつ)	55 阿波 (あわ)	(3) 北陸道 (ほくりくどう)
16 常陸 (ひたち)	36 丹波 (たんば)	56 土佐 (とさ)	(4) 東海道 (とうかいどう)
17 下総 (しもうさ)	37 丹後 (たんご)	57 伊予 (いよ)	(5) 山陰道 (さんいんどう)
18 上総 (かずさ)	38 但馬 (たじま)	58 豊前 (ぶぜん)	(6) 山陽道 (さんようどう)
19 安房 (あわ)	39 因幡 (いなば)	59 豊後 (ぶんご)	(7) 南海道 (なんかいどう)
20 武蔵 (むさし)	40 隠岐 (おき)	60 対馬 (つしま)	(8) 西海道 (さいかいどう)